

2017（平成29）年3月2日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

要 請 書（2）

ハンセン病問題統一交渉団

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会

全国ハンセン病療養所入所者協議会

ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

本要請書は、本年2月14日付要請書（以下、単に「要請書」という）に対する同年2月28日付の回答（以下、単に「回答」という）について、回答の趣旨をたずねるために、さらに提出するものである。平成29年3月31日までに回答されたい。

（要請事項）

「回答」には、「外部への事前の説明はルール上できない」との記載がある。この点について、以下の要請をする。

- 1 ここという「ルール」とは、何を指すのか。その名称とその具体的規定内容を開示されたい。
- 2 「要請書」における要請事項は、「入札条件の事前の説明」ではない。その前段階における「入札条件を変更することそれ自体の是非」について意見照会しなかったことを問題としているものである。これまで、厚生労働省が、ハンセン病に関する制度や取扱を変更しようとするときには、常に統一交渉団への事前の打診や意見照会がされてきた。しかし、今回はそれとは正反対の取扱がされたことに対し指摘する趣旨である。回答はその点について触れるところがない。この点について、改めて、協議会設置の趣旨、方法に反する不適切な行為であったことにつき、これを率直に認め陳謝されたい。

以上

平成29年3月31日

ハンセン病問題統一交渉団 御中

厚生労働省健康局難病対策課長

平成29年3月2日付け文書にて再要請のあった、国立ハンセン病資料館の運営について、以下のとおり回答する。

記

1. について

国家公務員については、国家公務員法第100条にあるとおり、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされている。

また、「懲戒処分の指針について」（平成12年3月31日 人事院事務総長通知）において「国が入札等により行う契約の締結に関し、（中略）事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職」とされている。

入札に関する情報については、事前に外部に漏らすことで、政府調達の公正性を害するおそれや、特定の者が競争上有利になるおそれがあることから、厳格な運用がなされているところである。

2. について

本件にかかる経緯は、2月28日付け回答のとおりであるが、改めて上記1.に照らして考えてみると、変更の時点で統一交渉団に変更内容の全部または一部を意見照会することで、公正性を害するおそれや、特定の者が競争上有利になるおそれがあるかどうかを吟味した上で意見照会の可否について判断すべきであったと思われる。しかし、今回はそうした検討は十分に行わず、変更について一律に意見照会しなかったものであり、お詫びする。

今後、入札に関する事項を変更しようとする場合には、入札等の公正を害することのない限りにおいて、統一交渉団に事前に意見照会を行うこととしたい。

以上